

デイサービス虹いろ 運営規程 (地域密着型通所介護)

(事業の目的)

第1条 株式会社ル・レーヴが開設する デイサービス 虹いろ (以下「事業所」という。)が行う指定地域密着型通所介護の事業 (以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員、機能訓練指導員及び介護職員 (以下「生活相談員等」という。)が、要介護状態 (指定1日型デイサービスにあっては要支援状態)にある高齢者に対し、適正な指定地域密着型通所介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定地域密着型通所介護の提供にあたっては、事業所の生活相談員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練の援助を行うことによって、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 デイサービス 虹いろ
- ② 所在地 広島市中区吉島新町一丁目4番1号

(従業員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する従業員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名 (常勤兼務1名：生活相談員と兼務)
事業所の従業員の管理及業務の管理を一元的に行う。
- ② 生活相談員 1名 (常勤兼務1名：管理者と兼務)
利用者が快適な日常生活を送れるよう、本人やその家族の相談に乗って適切な援助計画やサポート等を行う。
- ③ 介護職員 3名 (常勤専従3名)
日常生活を送るうえで必要に応じて、入浴、食事、排泄等の援助を行う。
- ④ 機能訓練指導員 1名 (非常勤兼務1名：看護職員と兼務)
日常生活を送るうえで必要な機能の減退予防のための訓練等を行う。
- ⑤ 看護職員 2名 (非常勤兼務1名：1名機能訓練指導員と兼務、1名訪問看護ステーションこすもすと連携)
血圧、脈拍、体温測定等による健康チェックを実施し、利用者の健康面を管理・支援する。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日：月曜日から金曜日までとする。ただし、年末・年始 (12月31日～1月2日)を除く。
- ② 営業時間：午前8時30分から午後5時30分までとする。
- ③ サービス提供時間：午前8時40分から午後4時40分までとする。

(指定地域密着型通所介護の利用定員)

第6条 指定地域密着型通所介護の利用定員は次のとおりとする。

1単位 17名

(指定地域密着型通所介護の内容及び利用料等)

第7条 指定地域密着型通所介護の内容は次のとおりとし、指定地域密着型通所介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定地域密着型通所介護が法定代理受領サービスであるとき

は、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

- ① 食事の提供
- ② 入浴介助
- ③ 日常生活動作の機能訓練
- ④ レクリエーション
- ⑤ 健康チェック
- ⑥ 生活指導、相談援助
- ⑦ 送迎

- 2 第9条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定地域密着型通所介護に要した送迎の費用は、通常の事業の実施地域を越えた地点から、1キロメートルあたり20円徴収する。
- 3 食費は、昼食500円を徴収する。なお、おやつを希望する場合は別途108円を徴収する。
- 4 おむつ代は、実費として徴収する。
- 5 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。
- 6 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をしたうえで、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。（重要事項説明書による。）

（緊急時等における対応方法）

第8条 生活相談員等は、指定地域密着型通所介護の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師等に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

（通常の事業の実施地域）

第9条 通常の事業の実施地域は、広島市中区の区域とする。

（サービスの利用に当たっての留意事項）

- 第10条 生活相談員等は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。
- 2 生活相談員等は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。
 - ① 気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。
 - ② 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。
 - ③ 時間に遅れた場合は、送迎サービスを受けられない場合がある。

（虐待防止及び身体拘束適正化に関する事項）

- 第11条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。
- ① 虐待防止及び身体拘束等適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る。
 - ② 虐待防止及び身体拘束等適正化のための指針を整備する。
 - ③ 虐待防止及び身体拘束等適正化のための定期的な研修を実施する。
 - ④ その他虐待防止及び身体拘束等適正化のために必要な措置。
 - ⑤ 前4号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。
- 2 事業所は、サービス提供中に当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（非常災害対策）

- 第12条 非常災害に備えて、火災、地震災害等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理について責任者を定め、定期的（火災訓練2回/年、地震等災害訓練1回/年）に避難・救出等訓練を行う。
- 2 事業所は前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

（衛生管理等）

- 第13条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- ② 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- ③ 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的を実施する。

（業務継続計画の策定等）

- 第14条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的を実施するものとする。
 - 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（地域との連携等）

- 第15条 指定地域密着型通所介護事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努める。
- 2 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。
 - 3 指定地域密着型通所介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに当該記録を公表するものとする。
 - 4 事業所は、指定地域密着型通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対してサービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対してもサービスを提供するよう努めるものとする。

（苦情処理）

- 第16条 事業所は、指定地域密着型通所介護の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、提供した指定地域密着型通所介護に関し、介護保険法の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
 - 3 事業所は、提供した指定地域密着型通所介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（個人情報の保護）

- 第17条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。
- 2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

（その他運営についての留意事項）

- 第18条 事業所は、全ての地域密着型通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。

- ① 採用時研修 採用後 2 ヶ月以内
- ② 継続研修 年 1 回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 事業所は、適切な指定地域密着型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 5 事業所は、指定地域密着型通所介護に関する諸記録を整備し、地域密着型通所介護計画の記録については、当該計画に基づく指定地域密着型通所介護サービスの提供を終了した日から、その他の記録については当該記録を作成し、又は取得した日から 5 年間は保存するものとする。
- 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、株式会社ル・レーヴと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成 27 年 1 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 2 年 12 月 28 日から施行する。
この規程は、令和 3 年 5 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 5 年 12 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する